

分類	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p>子ども医療費無料化</p> <p>対象者：①中学校卒業までの子ども ②高校生世代（18歳の年度末まで）</p> <p>内 容：①保険診療（入院・通院）の自己負担分を助成する。 ②保険診療（入院のみ）の自己負担分を助成する。</p> <p>問合せ：《保険年金課 給付年金係》 TEL：0276-47-5140</p>
	<p>国民健康保険及び後期高齢者医療短期人間ドック健診費助成</p> <p>対象者：国民健康保険及び後期高齢者医療被保険者</p> <p>内 容：短期人間ドック健診費助成。 助成額 ⇒ 日帰り：20,000円</p> <p>問合せ：《保険年金課 国保係》 TEL：0276-47-5138 《保険年金課 給付年金係》 TEL：0276-47-5140</p>
	<p>第3子以降利用者負担額等の無料化(保育園・認定こども園・幼稚園の保育料及び副食費)</p> <p>対象者：保育園・認定こども園・幼稚園を利用する第3子以降の子ども</p> <p>内 容：館林市内に住民登録を有する同一の扶養義務者によって監護されている18歳以下の児童が3人以上おり、そのうち3人目以降の児童が施設型給付・地域型保育給付施設を利用している場合、利用者負担額及び副食費を無料とする。</p> <p>問合せ：保育園・認定こども園：《こども福祉課 保育係》 TEL：0276-47-5136 幼稚園：《学校教育課 学事係》 TEL：0276-47-5168</p>
	<p>産前産後サポート事業</p> <p>対象者：① 妊産婦及び新生児 ② 妊婦又は産後4か月未満の産婦 ③ 妊産婦及び就学前の子どもの保護者</p> <p>内 容：① 妊娠中と出産後28日までに妊産婦宅を訪問し、妊娠中・育児期の不安解消や相談支援を行う。 ② 産前・産後の体調不良等のため、家事を行うことが困難な方に、産前産後サポーター（有償ボランティア）を派遣し、食事の準備や衣類の洗濯、掃除等の家事援助を行う。（有料） ③ 子育て支援モバイルサービス（多言語対応）により、妊娠中から子育て期に関する様々な情報を提供する。</p> <p>問合せ：《健康推進課 母子保健係》 TEL：0276-74-5155又は0276-80-1152</p>
	<p>産後ケア事業</p> <p>対象者：産後3か月未満の産婦及び乳児</p> <p>内 容：出産直後の産婦の健康面の悩みや育児への不安などを軽減するため、助産師により心身のケアや休養等の支援を行う（有料）。</p> <p>問合せ：《健康推進課 母子保健係》 TEL：0276-74-5155又は0276-80-1152</p>
	<p>放課後児童クラブ保育料軽減事業</p> <p>対象者：放課後児童クラブを利用する児童の保護者</p> <p>内 容：放課後児童クラブを利用する世帯の所得状況に応じて、保育料の一部を補助する。（月額3,000円を限度）</p> <p>① 在籍する年度の市町村民税が非課税の世帯：児童クラブの定める保育料の2割 ② ①に属する母子等の世帯：児童クラブの定める保育料の3割 ③ 在籍する年度の市町村民税が均等割のみ課税の世帯：児童クラブの定める保育料の1割 ④ ③に属する母子等の世帯：児童クラブの定める保育料の2割</p> <p>問合せ：《こども福祉課 子育て支援係》 TEL：0276-72-4111（内671）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>定住促進通学支援金</p> <p>対象者：次のすべてに該当する方 ①市内に住民登録がある、25歳以下の方 ②学校教育法に規定された大学等に通う方 ③東京都又は東京都を経由する地域に鉄道を使い通学している方</p> <p>内容：通学定期券の購入金額補助（1会計年度につき上限2万円）</p> <p>問合せ：《企画課 政策推進係》 TEL：0276-47-5103</p>
住宅支援	<p>市営住宅の紹介</p> <p>対象者：市営住宅入居希望者</p> <p>内容：市ホームページにて家賃、間取り等の情報を掲載している。</p> <p>問合せ：《群馬県住宅供給公社 館林支所》 TEL：0276-76-7871 《建築課 住宅施設係》 TEL：0276-47-5156</p>
	<p>空き家情報登録制度（空き家バンク）</p> <p>対象者：市内の空き家を購入もしくは賃借をしたい方</p> <p>内容：市の空き家台帳に登録してある空き家物件情報の提供</p> <p>問合せ：《企画課 政策推進係》 TEL：0276-47-5103</p>
	<p>空き家利活用助成金</p> <p>対象者：空き家台帳に登録された空き家を購入又は賃借された方</p> <p>内容：① 市内在住のかたで、空き家を購入する場合上限20万円を助成、賃借する場合は1か月の家賃の1/3、上限2万円（最長12か月）を助成。 ② 市への転入者のかたで空き家を購入する場合上限40万円を助成、賃借する場合は1か月の家賃の1/2、上限4万円（最長12か月）を助成。 ③ 空き家バンクへ登録（重点エリア内）2万円を助成。 ④ 空き家バンクへ登録（重点エリア外）1万円を助成。</p> <p>問合せ：《企画課 政策推進係》 TEL：0276-47-5103</p>
	<p>移住促進まちなか新築住宅取得支援金</p> <p>(新) 対象者：市内のまちなか再生重点エリア内に新築住宅を取得した方</p> <p>内容：①次のいずれかに該当する場合に30万円を交付 ・市外からの転入者 ・市内のまちなか再生重点エリア外に居住で自新が所有する住宅を所有していない方 ②夫婦のいずれかが40歳未満の場合5万円上乗せ ③15歳以下の子どもを扶養している場合子ども1人につき5万円上乗せ ④市内業者により建築した場合5万円上乗せ ※②～④の上乗せにより50万円を超える場合は、上限50万円</p> <p>問合せ：《企画課 政策推進係》 TEL：0276-47-5103</p>
	<p>①住宅リフォーム資金助成金 ②移住定住促進リフォーム助成金 ③多世代同居支援助成金</p> <p>対象者：① 市内に住民登録があり、市内に住宅を所有し、かつ、その住宅に居住している方 ② 当該年度中に市内の物件を個人住宅用に取得し、市外から転入のうえ住民登録をし、かつ居住する方 ③ 住宅リフォーム資金助成金を利用し、多世代同居した方</p> <p>内容：① 市内に本店がある施工業者による増改築工事で、工事費の10%（上限3万円）助成 ② 市外からの転入者については、工事費の3分の1（上限30万円）を助成 ③ 住宅リフォーム資金助成金に15万円上乗せ支給 ※①～③全て館林金券で補助</p> <p>問合せ：《商工課 工業振興係》 TEL：0276-47-5148</p>

分類	事業名（対象者・内容）																			
住宅支援	<p>勤労者住宅資金融資</p> <p>対象者：市内に自己居住用の住宅建設（購入）、又は土地を取得しようとする勤労者 内容：住宅建設、中古住宅購入（建築後20年以内の建物）、土地購入（500平方メートル以下で、取得日から3年以内に住宅建設完了のこと）のための資金融資 ・融資限度額：1,000万円 ・融資期間：20年以内 ・融資利率：年2.3% 問合せ：《市内金融機関又は商工課 工業振興係》 TEL：0276-47-5148</p>																			
	<p>雨水貯留及び浸透施設設置補助金</p> <p>対象者：市内の専用住宅または併用住宅（居住部分が1/2以上）にお住まいの方 内容：200リットル以上の雨水貯留施設を設置、又は口径300mm以上の雨水浸透柵を新たに3基以上設置した場合に、設置工事費用の1/2を館林市金券にて補助（上限30,000円） 問合せ：《地球環境課 環境保全係》 TEL：0276-47-5125</p>																			
	<p>合併処理浄化槽維持管理費補助金</p> <p>対象者：市内の専用及び併用住宅に接続している浄化槽を管理している方 ※補助の対象とならないエリアがございます 内容：同一浄化槽に対して1回限り、5人槽：10,000円、7人槽：12,000円、10人槽：14,000円を補助（申請の際に必要な書類がございます） 問合せ：《地球環境課 環境保全係》 TEL：0276-47-5125</p>																			
	<p>ごみ減量化器具購入費助成金(①生ごみ処理機②生ごみ処理槽・生ごみ処理容器)</p> <p>対象者：① 市内在住で、市内の店舗で購入した方 ② 市内在住で、指定店で購入した方 内容：① 生ごみをたい肥化または消滅させる機種で、1基当たり購入費の2分の1の額を助成（上限額20,000円。1,000円未満の端数は切り捨て） ※市内登録店舗で使用できる館林市金券で交付。 ② 生ごみ処理槽（コンポスト）：容量130ℓ以上のもので、1基当たり3,000円を助成 生ごみ処理容器（EMぼかし容器）：容量14ℓ以上のもので、1基当たり1,000円を助成 ※購入時には印鑑をご持参ください。助成金額を差し引いて販売いたします。</p> <p>【指定店】</p> <table border="0"> <tr><td>1 邑楽館林農協本所(赤生田町847)</td><td>TEL：74-5111</td></tr> <tr><td>2 カンセキ館林店(緑町二丁目3-1)</td><td>TEL：72-8111</td></tr> <tr><td>3 坂田金物店(本町三丁目2-28)</td><td>TEL：74-0149</td></tr> <tr><td>4 佐竹商店(本町二丁目9-34)</td><td>TEL：72-0301</td></tr> <tr><td>5 島田建商(仲町9-27)</td><td>TEL：72-0795</td></tr> <tr><td>6 せきいストア(本町一丁目10-12)</td><td>TEL：72-3358</td></tr> <tr><td>7 館林市社会福祉協議会(苗木町2452-1)</td><td>TEL：75-7111</td></tr> <tr><td>8 成塚商店(仲町7-15)</td><td>TEL：74-2323</td></tr> <tr><td>9 ビバホーム館林店(高根町743-8)</td><td>TEL：76-2111</td></tr> <tr><td>10 マルタカ金物店(松原一丁目3-7)</td><td>TEL：74-6324</td></tr> </table> <p>問合せ：《地球環境課 資源対策係》 TEL：0276-47-5126</p>	1 邑楽館林農協本所(赤生田町847)	TEL：74-5111	2 カンセキ館林店(緑町二丁目3-1)	TEL：72-8111	3 坂田金物店(本町三丁目2-28)	TEL：74-0149	4 佐竹商店(本町二丁目9-34)	TEL：72-0301	5 島田建商(仲町9-27)	TEL：72-0795	6 せきいストア(本町一丁目10-12)	TEL：72-3358	7 館林市社会福祉協議会(苗木町2452-1)	TEL：75-7111	8 成塚商店(仲町7-15)	TEL：74-2323	9 ビバホーム館林店(高根町743-8)	TEL：76-2111	10 マルタカ金物店(松原一丁目3-7)
1 邑楽館林農協本所(赤生田町847)	TEL：74-5111																			
2 カンセキ館林店(緑町二丁目3-1)	TEL：72-8111																			
3 坂田金物店(本町三丁目2-28)	TEL：74-0149																			
4 佐竹商店(本町二丁目9-34)	TEL：72-0301																			
5 島田建商(仲町9-27)	TEL：72-0795																			
6 せきいストア(本町一丁目10-12)	TEL：72-3358																			
7 館林市社会福祉協議会(苗木町2452-1)	TEL：75-7111																			
8 成塚商店(仲町7-15)	TEL：74-2323																			
9 ビバホーム館林店(高根町743-8)	TEL：76-2111																			
10 マルタカ金物店(松原一丁目3-7)	TEL：74-6324																			
就農支援	<p>新規就農支援事業</p> <p>対象者：市内在住の新規就農者又は農業後継者 内容：生産に係る経費、小作料、農業用資材、経理用品（会計ソフト等）、研修に係る経費、旅費、負担金、教材費等のうち 1年目 対象経費の10分の7以内の額（上限50万円） 2年目 対象経費の10分の5以内の額（上限30万円） 3年目 対象経費の10分の3以内の額（上限20万円） 問合せ：《農業振興課 農業振興係》 TEL：0276-47-5143</p>																			

分類	事業名（対象者・内容）
就労支援	<p>移住定住促進通勤支援金</p> <p>対象者：次の全てを満たす方</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 次のいずれかに該当する <ol style="list-style-type: none"> ア 平成30年4月1日（以下、「基準日」という）前から市内に住民登録がある場合：雇用開始日が基準日以降である イ 基準日以降に市内に転入した場合：転入日前1年以上、市外に居住していた (2) 雇用開始日又は転入日から6月以内に東武鉄道特急列車又はJR東日本普通列車グリーン車を利用して東京圏に通勤を開始した (3) 賃金が月給で支給され、正規雇用されている (4) 支給申請初年度における年齢が50歳未満である (5) 特急券又はグリーン券に係る手当が勤務する会社から支給されていない (6) 対象者本人及び世帯構成員に暴力団員がいない (7) 本市に3年以上定住する意思がある (8) 対象者本人及び世帯構成員に市税の滞納がない (9) 要件を満たしてから30日以内に申請する <p>内 容：該当する市民に対し、通勤に特急又はグリーン車を利用した実費の2分の1（1か月当たり上限1万円）を最大3年間支給※千円未満は切り捨て</p> <p>問合せ：《商工課 工業振興係》 TEL：0276-47-5148</p>
	<p>本社機能誘致移住奨励金</p> <p>対象者：市内へ本社機能を移転し、かつ本社機能部門に勤務する従業員で市内へ新たに住民登録をする方 ※群馬県の地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定施設（本社機能）に勤務又は勤務が確実であること</p> <p>内 容：本市に移住した場合に奨励金支給（転入時と1年経過後の2回に分け支給）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1世帯当たり20万円 ・18歳以下の者（学生又は未就学児に限る）又は妊婦がいる場合（申請者本人が妊婦である場合含む）は、1人につき5万円を加算支給（上限15万円） <p>問合せ：《商工課 工業振興係》 TEL：0276-47-5148</p>
	<p>UIターン支援奨励金</p> <p>対象者：【対象労働者】 次の全てを満たす方</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 雇用開始日が平成29年4月1日以降で、賃金が月給で支給され、6か月以上継続して正規雇用されている50歳未満である (2) 本市の住民基本台帳に登載され、雇用開始前3か月以内又は雇用開始後1か月以内に本市に居住し、その後継続して6か月以上居住する日本国籍、特別永住権又は永住権を有する（進学等により住所の移動をせずに1年以上市外に居住していたことを証明できる場合を含む） (3) 雇用する事業者又は関連会社との間で過去3年間に離職した者、再雇用された者又は事業者内の異動により市内事業所に転勤した者でない (4) 労働者派遣事業者により派遣される派遣労働者でない (5) 勤務場所以が市内の事業所である (6) UIターン支援奨励金及び障がい者雇用奨励金の支給対象労働者になったことがない (7) 市税の滞納がない <p>【対象事業者】 次の全てを満たす事業者</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 対象労働者を雇用する (2) 市内に事業所を有し、雇用保険法施行規則第141条の規定により、館林公共職業安定所に届出を提出している (3) 館林市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに該当しない (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業を営んでいない (5) 奨励金の支給申請及び実績報告に必要な労働関係帳簿（出勤簿、賃金台帳、労働者名簿等）を整備し、保管している (6) 市税の滞納がない <p>内 容：対象労働者及び対象事業者に対し次のとおり奨励金を支給 労働者に15万円（館林市金券での支給） 事業者に5万円 ※18歳以下の者がともに転入した場合には、1人につき5万円（上限10万円）を加算して労働者に支給</p> <p>問合せ：《商工課 工業振興係》 TEL：0276-47-5148</p>